



金沢市公報

第 2 5 1 9 号 の 2

平成18年(2006年)6月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について(2件) (農林総務課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例の規定に基づく貸付金の利率について (長寿福祉課)	2
児童の一時保護に関する事務の委託について (こども総合相談センター)	2
児童の自立の支援に関する事務の委託について (")	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	4
金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金の利率について (都市計画課)	4
金沢市がけ地防災工事資金の利率について (建築指導課)	4
金沢市消防用設備等設置資金の利率について (予 防 課)	4
公 告	
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	4
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	5

都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	5
書類を送付すべき場所を確知することができない者に対する換地処分のお知らせについて (")	6
書類を送付すべき場所を確知することができない者に対する換地処分の通知の掲示について (")	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	6
土地区画整理組合の定款の変更の認可について (区画整理課)	7
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	8
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について(消防総務課)	8
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について (建 設 課)	8
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	9
下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (")	9

告 示

●金沢市告示第178号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定による国土調査としての指定を受けた地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 国土調査として指定された年月日
平成18年5月2日
- 2 調査を実施する者の名称
金沢市
- 3 調査地域

名 称	地 域 の 範 囲
湯涌第2地区その1	湯涌町、湯涌荒屋町の各一部
湯涌第4地区その2	浅川町、上辰巳町の各一部

4 調査期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第179号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

1 事業計画が告示された年月日

平成18年5月16日

2 調査を実施する者の名称

金沢市

3 調査地域

東市瀬町、東荒屋町、七曲町、茅原町の各一部

4 調査期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

●金沢市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
八日市第2町会	代表者の氏名 及び住所	岩 網 和 美 金沢市八日市2丁目431番地	福 岡 美 武 金沢市八日市2丁目409番地	平成18年4月1日

●金沢市告示第181号

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例（昭和56年条例第3号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.25パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年6月1日以後の申込者について適用します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により事務の一部を他の地方公共団体に委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

1 委託する事務

児童の一時保護施設における一時保護に関する事務

2 委託する普通地方公共団体

石川県

3 委託事務に関する規約

石川県と金沢市との間の児童の一時保護施設における一時保護に関する事務の委託に関する規約

(児童の一時保護に関する事務の委託)

第1条 金沢市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4に規定する児童の一時保護施設における同法第33条の規定による児童の一時保護に関する事務を石川県に委託する。

(経費の負担等)

第2条 石川県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、金沢市が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、石川県知事と金沢市長が協議して定める。この場合において、石川県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を金沢市長に送付するものとする。

(委託の期間)

第3条 第1条の規定による委託の期間は、平成18年4月1日から当分の間とする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、石川県知事と金沢市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

●金沢市告示第183号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により事務の一部を他の地方公共団体に委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

1 委託する事務

児童自立支援施設における児童の自立の支援に関する事務

2 委託する普通地方公共団体

石川県

3 委託事務に関する規約

石川県と金沢市との間の児童自立支援施設における児童の自立の支援に関する事務の委託に関する規約

(児童の自立の支援に関する事務の委託)

第1条 金沢市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条の規定による児童自立支援施設における児童の自立の支援に関する事務を石川県に委託する。

(経費の負担等)

第2条 石川県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、金沢市が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、石川県知事と金沢市長が協議して定める。この場合において、石川県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を金沢市長に送付するものとする。

(委託の期間)

第3条 第1条の規定による委託の期間は、平成18年4月1日から当分の間とする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、石川県知事と金沢市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

●金沢市告示第184号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、

結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
ゴールド薬局	金沢市北安江3丁目5番7号	有限会社エイゾウ 代表取締役 岡野 英三	平成18年5月1日

●金沢市告示第185号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
ゴールド薬局	金沢市北安江3丁目5番7号	株式会社ゴールドグループ 代表取締役 金 沂秀	平成18年4月30日

●金沢市告示第186号

金沢市都市計画事業に伴う住宅建設金融融資条例（昭和55年条例第1号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.45パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年6月1日以後の申込者について適用します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第187号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.45パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年6月1日以後の申込者について適用します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第188号

金沢市消防用設備等設置資金融資条例（昭和48年条例第6号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.25パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成18年6月1日以後の申込者について適用します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予 防 接 種 の 対 象 者 の 範 囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん混合 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間 にある者	平成18年6月1日から 平成19年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん混合 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校 就学の始期に達する日の1年前の日か ら当該始期に達する日の前日までの間 にある者		
三 種 混 合 (ジフテリア、破傷風 及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間 にある者		
ジフテリア2期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 1 期	生後36月から生後90月に至るまでの間 にある者		
日 本 脳 炎 2 期	9歳以上13歳未満の者		
麻 し ん	生後12月から生後24月に至るまでの間 にある者 (法令等の一部改正による経過措置)		
風 し ん	生後12月から生後24月に至るまでの間 にある者 (法令等の一部改正による経過措置)		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
新井田 要	金沢社会保険病院	金沢市沖町八15番地	麻しん風しん混合1・2期、三 種混合、ジフテリア2期、日本 脳炎1・2期、麻しん、風しん
和田 泰三			
大月 哲夫	独立行政法人国立病院機 構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
49	株式会社クリーンテックサービス	金沢市専光寺町レ4番地13	平成18年5月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画 区域区分	金沢市大河端町、直江町及び南新保町の各一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告します。

平成18年6月1日

金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業

施行者 金 沢 市

代表者 金沢市長 山 出 保

記

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
仁壽生命保険株式会社	不 詳

2 通知の内容

(1) 換地処分を行う土地

ア 土地の表示 石川県金沢市堀川町107番2

イ 地目 公衆用道路

ウ 地積 159㎡

エ その他 土地区画整理法第95条第6項による金銭精算
同法第104条第1項により消滅

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が金沢市堀川町29番2号所在の久昌寺に掲示されています。

平成18年6月1日

金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業

施行者 金 沢 市

代表者 金沢市長 山 出 保

記

書類の送付を受けるべき者		土 地 の 表 示
氏 名	住 所	
仁壽生命保険株式会社	不 詳	石川県金沢市堀川町107番2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画事業3・4・5号 諸江向粟崎線	石川県	平成4年9月14日から 平成20年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金沢市都市整備局 土木部道路建設課

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市八日市出町 土地区画整理組合	平成8年2月9日 から平成19年 3月31日まで	金沢市八日市出町、新保本5 丁目及び西金沢3丁目の各一 部	金沢市八 日市出町 577番地	平成8年 2月1日	平成18年 5月11日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市下安原町西130番	金沢市下安原町西130番 向井 博之
金沢市大河端町東110番1	金沢市大河端町ホ47番地 岡本 治明
金沢市湊2丁目177番2	金沢市駅西本町1丁目15番20号 本陣住宅株式会社 代表取締役 西沢 隼人
金沢市久安1丁目234番1	金沢市伏見台2丁目6番10号 福岡 悟 金沢市伏見台2丁目6番10号 福岡 正美
第1工区：金沢市西泉2丁目155番1	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目5番28号 積和不動産中部株式会社 代表取締役 山本 保明
金沢市上荒屋6丁目540番から543番まで	金沢市上荒屋3丁目206番地 坂田 正男

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市泉野町4丁目94番1から94番6まで	道路 金沢市泉野町4丁目94番4	金沢市東山3丁目4番31号 株式会社 シー・プランニング 代表取締役 金谷 道徳

金沢市米泉町2丁目15番1及び15番4から15番9まで	道路 金沢市米泉町2丁目15番4 水路 金沢市米泉町2丁目15番1	金沢市神田2丁目12番16号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井 利文
金沢市松村6丁目137番1から137番7まで	道路 金沢市松村6丁目137番4	金沢市北町乙64番地7 株式会社 ダイトク不動産 代表取締役 勸村 哲之

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成18年6月1日

金沢市長 山 出 保

消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成18年6月1日

金沢市消防長 宮 本 健 一

場所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日時 平成18年7月2日(日) 午前9時30分から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成18年6月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成18年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 田上町、田上新町、田上1丁目、田上2丁目、諸江町、田上第5土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部

(2) 館山町、末町、四十万町、山科町、山科1丁目及び野田土地区画整理事業地の各一部

(3) 示野町、才田町、弥勒町、南森本町、塚崎町及び戸板第2土地区画整理事業地の各一部

(4) 専光寺町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市浅野本町ホ131番地

名称 城北水質管理センター

(2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市東力町八272番地

名称 西部水質管理センター

(3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市湊3丁目5番地8

名称 臨海水質管理センター

(4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市下安原町東1301番地

名称 犀川左岸浄化センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、平成18年5月18日に給水工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成18年6月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
274	有限会社 月野管工所	金沢市大桑町㊦11番地22

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、平成18年5月18日に次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成18年6月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
109	有限会社 月野管工所	金沢市大桑町㊦11番地22

平成18年(2006年)6月1日 印刷
平成18年(2006年)6月1日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄